

令和6年度

教育委員会事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価に関する報告書

（令和5年度対象）

令和6年10月

土庄町教育委員会

目 次

I. 目的及び制度の概要	1
II. 点検・評価の方法	1
III. 土庄町教育大綱の概要	2
IV. 教育委員会の活動状況	5
V. 点検・評価の結果（事務事業の点検・評価表）	8
(1) 学校・こども園での教育・保育の充実	8
① 「生きる力」を育む学校教育の充実	
② 学校・こども園相互の連携と就学前教育の充実	
③ 教職員の資質と実践的指導力の向上	
④ 安全・安心で質の高い教育・保育環境の整備	
(2) 社会の変化に対応した教育の推進	9
① ふるさと教育の推進	
② 「食」に関する指導の充実	
③ 手厚い支援が必要な子どもへの教育の推進	
(3) 学校・こども園・家庭及び地域の連携と協力	10
① 「共に生きる心」を育てる取組みの推進	
② 家庭での教育力の向上	
(4) 住民参加型社会教育活動の推進	11
① 生涯学習環境の充実	
② 生涯スポーツ活動の振興	
③ 地域文化の創造	
④ 青少年健全育成	
VI. 報告書の公表	12

I. 目的及び制度の概要

効果的な教育行政の推進に努めるとともに、町民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を公表する。

II. 点検・評価の方法

- ① 令和5年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を実施した。

なお、点検・評価する項目は、土庄町教育大綱に掲げた重点課題の取組みに係る事業について行うこととした。

【自己評価の区分】

A：事業目的を達成したもの（80%以上）

B：概ね事業目的を達成したが、検討課題等が残るもの（50%以上80%未満）

C：事業目的の達成度が不十分なもの（20%以上50%未満）

D：事業目的の達成度がきわめて不十分なもの（20%未満）

- ② 点検・評価を行うに当たっては、本町の教育に関し学識経験を有する者の組織を設置し、知見の活用を図ることと定められているので、点検評価者を定めて客観性のある評価を得ることとした。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

Ⅲ. 土庄町教育大綱の概要

はじめに

土庄町は、これまで『自分の未来を拓く、視野が広く、スケールの大きい人間の育成』を教育方針として、町民の皆様の理解と協力を得ながら、関係機関や関係団体との連携のもと、教育施策の遂行に取り組んできました。しかしながら近年、少子化の進行に伴い、子ども同士が切磋琢磨する機会が減り、学校や地域において一定規模の集団を前提とした活動が成立しにくくなり、子どもに対する保護者の過保護・過干渉を招きやすくなることや、子育ての経験や知識が伝わりにくくなることが懸念されています。

また昨今においては、感染症の蔓延による著しい教育環境の変化に伴い、新しい生活様式への移行や教職員の業務の多忙化による勤務時間の増加と共に、それらに起因する健康不安など働き方改革への対応等が大きく取り上げられています。

そのような状況の中で、子どもたち一人一人の発達過程を踏まえながら、学びへの意欲を高め、自立へと導き、「生きる力」を育むことが求められており、そのためには社会的自立に向けて必要となる基礎的・基本的な資質や能力を育み、人としての礎をつくることが大切です。そのような点から未来を担う子どもたちの教育には、とりわけ社会全体で取り組むことが重要であると言えます。

今日の子どもの現状は、公共心、コミュニケーション能力、忍耐力、学ぶ意欲等に憂慮すべき課題がいくつかあります。次代を担う子どもの育成に係る課題は、将来の社会のあり方を左右する重要な要素であり、このまま見過ごしていくことはできません。このような課題の解決に向けて取り組むことは、土庄町の町民全体にとって住みよいまちづくりにつながるものです。そこで地域学校協働活動や学校運営協議会などを通して、子どもを育むための取組みを社会総がかりで進めることを目指し、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年法律第76号）第1条の3の規定に基づき、「土庄町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として、土庄町教育基本大綱（以下「大綱」という。）を策定することとしました。

1、基本的な考え方

- (1) 「自分のことは自分でする子」を基本理念として、激変する社会で生き抜ける人材づくり
- (2) 家庭や地域での関わりを通じて、成長過程における教育の重要性について理解と協力を深める家庭・地域づくり
- (3) 町民誰もが生涯を通じて楽しみ、学習やスポーツができる環境づくり

2、基本的な施策の方向性

(1) 学校・こども園での教育・保育の充実

- ・園児の望ましい発達に資する教育・保育環境の整備
- ・知、徳、体のバランスの取れた教育
- ・他人を尊重し、「いのち」「人権」「人のつながり」を大切にする教育

(2) 社会の変化に対応した教育の推進

- ・コミュニケーション能力の育成
- ・食育の推進、特別支援教育の充実
- ・ICTを活用した情報活用能力の向上

(3) 学校・こども園・家庭及び地域の連携と協力

- ・「規範意識」「公共の精神」「生命の尊重」「他者への思いやり」の醸成
- ・こども園、小中学校、家庭、地域との連携強化
- ・子育て家庭への支援

(4) 住民参加型社会教育活動の推進

- ・生涯学習環境の充実
- ・生涯スポーツ活動の振興
- ・地域文化の創造
- ・青少年の健全育成

3、具体的施策の取組み

(1) 学校・こども園での教育・保育の充実

① 「生きる力」を育む学校教育の充実

- ・「確かな学力」の育成
- ・道徳教育の充実
- ・環境教育の充実
- ・子どもの読書活動の推進
- ・外国語教育・国際理解教育の充実
- ・言語活動の充実

② 学校・こども園相互の連携と就学前教育の充実

- ・保護者ニーズに応える幼児教育の充実
- ・就学に向けての基盤づくり
- ・「生きる力」の基礎の育成
- ・こども園、小学校の連携

③ 教職員の資質と実践的指導力の向上

- ・教職員の資質向上

- ・教職員の協働体系の構築
- ・実践的指導力の向上に向けた研修体制の構築
- ・学校力の向上
- ④ 安全・安心で質の高い教育・保育環境の整備
 - ・学習環境の整備と充実
 - ・子どもの安全を守る活動の推進
 - ・幼児教育・保育環境の整備・充実
 - ・組織改革と事業見直しの検討
- (2) 社会の変化に対応した教育の推進
 - ① ふるさと教育の推進
 - ② 「食」に関する指導の充実
 - ・食べ物への関心の向上
 - ・健康について自ら考える姿勢や意欲の育成
 - ③ 手厚い支援が必要な子どもへの教育の推進
 - ・特別支援教育の充実
 - ・教育相談の効果的な実施
 - ・就学困難な児童生徒の支援
 - ・不登校対策の推進と充実
- (3) 学校・こども園・家庭及び地域の連携と協力
 - ① 「共に生きる心」を育てる取組みの推進
 - ・人権意識啓発の効果的な推進
 - ・人権教育の推進
 - ・児童虐待・子どもの非行の防止
 - ・いじめ対策の推進と充実
 - ② 家庭での教育力の向上
 - ・家庭や地域での子育て力・教育力の向上
 - ・家庭教育の支援
- (4) 住民参加型社会教育活動の推進
 - ① 生涯学習環境の充実
 - ・生涯学習基盤の整備・充実
 - ・社会教育の充実
 - ・公民館活動の推進
 - ② 生涯スポーツ活動の振興
 - ・スポーツ・レクリエーション活動の活性化
 - ・関係団体活動の推進と指導者の育成
 - ・スポーツ・レクリエーション施設の維持・整備

- ③ 地域文化の創造
 - ・地域芸術文化の創造
 - ・後継者の育成
- ④ 青少年健全育成
 - ・組織活動の推進
 - ・青少年指導者の育成
 - ・関係機関の連携

おわりに

これらの施策を実現するためには、教育委員会が他の関係行政部署と緊密な連携を図り、施策の展開と支援を遂行することが必要ですが、具体的な教育活動においては、学校・こども園だけでなく、家庭や地域、団体等が、連携・協力して教育に当たることがなによりも重要と考えます。

土庄町としては、個人と組織がつながり、地域全体で支える教育を目指し、町民が共感できる教育理念と住民が参加できる教育方針により、教育行政を推進していけるよう努めると共に、国や県と緊密な連携を図りながら適切に役割を分担し、視野が広くスケールの大きい人間の形成を図っていききたいと思います。

土庄町は、教育のすべては「子どもたちの未来のためにある」と認識し、子どもたちが健やかに成長し、地域や社会を担う資質を身に付けるために、本大綱を作成しました。

今後は大綱の着実な推進をとおして、土庄町の教育の振興に努め、やがては土庄町の未来づくりにつなげていきたいと考えています。

IV. 教育委員会の活動状況

開催日	区分	議決事項
令和5年 4月3日	定例会	(1) 教育長職務代理者の選任について (2) 前回会議録の承認について (3) 土庄町社会教育委員の委嘱について (4) 大坂城残石記念公園運営委員会委員の委嘱について (5) 令和5年度教育方針及び保育・教育の重点について (6) 令和5年度社会教育計画・基本方針及び生涯学習課重点施策について (7) 土庄町園長及び教員としての資質の向上に関する指標（案）について
5月10日	定例会	(1) 前回会議録の承認について (2) 土庄町園長及び教員としての資質の向上に関する指

		標（案）について (3) 土庄町長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
6月1日	定例会	(1) 前回会議録の承認について
7月5日	定例会	(1) 前回会議録の承認について (2) 卒業証書について (3) 学校訪問（土庄中、土庄小）を終えて
7月24日	定例会	(1) 前回会議録の承認について (2) 令和6年度使用小学校教科用図書採択について (3) 土庄町教職員働き方改革プラン（案）について
9月1日	定例会	(1) 前回会議録の承認について (2) 土庄町教職員働き方改革プラン（案）について (3) 土庄町奨学金条例の一部を改正する条例について
10月2日	定例会	(1) 前回会議録の承認について (2) 土庄町教職員働き方改革プラン（修正案）について (3) 学校訪問（豊島小・中学校）を終えて
11月8日	定例会	(1) 前回会議録の承認について (2) 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について (3) 土庄町教育表彰選考基準について (4) 令和5年度教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書について (5) 土庄町立学校職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する要綱について (6) 土庄町教職員働き方改革プラン（案）について (7) 土庄町教育支援委員会の結果について
12月1日	定例会	(1) 前回会議録の承認について (2) 第3子以降学校給食費無償化について
令和6年 1月12日	定例会	(1) 前回会議録の承認について (2) 令和5年度香川県学習状況調査結果(速報)について (3) 区域外就学児童生徒について (4) 令和6年度土庄町教育方針（案）について
2月5日	定例会	(1) 前回会議録の承認について (2) 令和5年度香川県学習状況調査結果及び考察について (3) 区域外就学児童生徒について (4) 土庄町教育表彰選考委員会の結果について

		(5) 土庄町教育委員会優良卒業生表彰について (6) 土庄町放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について (7) 令和5・6年度卒業（修了）式及び入学（入園）式の出席者について (8) 令和6年度土庄町教育方針（案）について
3月8日	定例会	(1) 前回会議録の承認について (2) 押印見直しに伴う例規改正について (3) 令和6年度土庄町教育方針について (4) 令和6年度こども園訪問(案)について (5) 土庄町放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する要綱について (6) 行政財産（教育財産）の用途廃止及び所管換えについて

*報告事項については省略しています。

V. 点検・評価の結果（事務事業の点検・評価表）

（１）学校・こども園での教育・保育の充実

事業名	担当課	事業概要	実施内容及び成果	自己評価	取組目標
小学校医関係事業	教育総務課	児童の健康診断等を行う。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して行う。
中学校医関係事業	教育総務課	生徒の健康診断等を行う。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して行う。
小学校スクールバス運行事業	教育総務課	小学校のスクールバスの運行を行う。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して行う。
中学校スクールバス運行事業	教育総務課	中学校のスクールバスの運行を行う。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して行う。
中央学校給食センター運営事業	教育総務課	小中学校に給食を配給する。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して行う。
私立・町外保育所運営事業	教育総務課	私立・町外保育所に委託料を支払う。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して行う。
私立認定こども園運営事業	教育総務課	せいけんじこども園へ委託料を支払う。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して行う。
公立認定こども園運営事業	教育総務課	公立こども園５園の運営を行う。	概ね問題なく運営できた。	B	職員の確保を充実させる。

(2) 社会の変化に対応した教育の推進

事業名	担当課	事業概要	実施内容及び成果	自己評価	取組目標
大鐸こども園建設事業	教育総務課	大鐸こども園の園舎建設を行う。	予定通り概ね良好に完了した。	A	実施設計。次年度も継続して行う。
ALT(外国語指導)事業	教育総務課	外国語指導助手を中学校に配置する。	児童生徒が英語に親しめる環境を整備できた。	A	次年度も継続して行う。
子育て支援センター運営事業	教育総務課	土庄こども園内に子育て支援室を開設している。	子育て世代の情報交換の場として環境づくりができた。	B	次年度も継続して事業を行うが、時間延長の要望が出ている。
病児・病後児保育事業	教育総務課	小豆島中央病院内に保育室を設け常時4人の病児・病後児を保育可能。	利用人数が増加している。	B	啓発を十分に行い、利用しやすい環境整備を行う。
学力向上総合推進事業	教育総務課	地域改善特定地域における学習会を実施する。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して行う。

(3) 学校・こども園・家庭及び地域の連携と協力

事業名	担当課	事業概要	実施内容及び成果	自己評価	取組目標
子育てのための施設等利用給付事業	教育総務課	私立の預かり保育及び認可外保育所に入所する園児の保護者に対し補助を行う。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して行う。
奨学資金貸付事業	教育総務課	高校、大学への就学のための奨学金を貸し付ける。	39名の利用があり、返還者は、大学生25名であった。	A	次年度も継続して行う。
離島高校生通学支援事業	教育総務課	豊島から小豆島中央高校へ通う高校生に交通費を補助する。	7名の利用があった。	A	次年度も継続して行う。
放課後児童健全育成事業	教育総務課	清見福祉協会及びイエス団に委託し、放課後児童クラブを土庄で2教室、豊島で1教室運営している。	予定通り概ね良好に運営できた。	A	次年度も継続して行う。
スポーツ振興奨励補助事業	教育総務課	小豆島中央高校の部活動の旅費に対し、補助を行う。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して行う。
スポーツ・文化活動等助成事業	教育総務課	小中学校の部活動の旅費に対し、補助を行う。	予定通り概ね良好に完了した。	A	次年度も継続して行う。

(4) 住民参加型社会教育活動の推進

事業名	担当課	事業概要	実施内容及び成果	自己評価	取組目標
公民館運営事業	生涯学習課	各公民館において社会体育・文化活動等の事業を行う。	予定通り概ね良好に実施できた。	A	次年度も継続して事業を行う。
社会教育振興事業	生涯学習課	各種団体への負担金及び補助金を支出する。	予定通り概ね良好に実施できた。	A	次年度も継続して事業を行う。
中央図書館運営事業	生涯学習課	中央図書館での図書の貸出及び資料の収集、整理、保存を行う。	予定通り概ね良好に実施できた。	A	次年度も継続して事業を行う。
体育施設運営事業	生涯学習課	総合会館をはじめ、体育館、グラウンド等の体育施設の運営を行う。	予定通り概ね良好に実施できた。	B	老朽化した施設の計画的な整備を進める。
保健体育推進事業	生涯学習課	スポーツ・レクリエーションの普及と振興を図るため、各種大会等を行う。	予定通り概ね良好に実施できた。	A	次年度も継続して事業を行う。
保健体育振興助成事業	生涯学習課	体育協会をはじめ各種団体に補助金及び負担金を支出する。	予定通り概ね良好に実施できた。	A	次年度も継続して事業を行う。
文化財保護事業	生涯学習課	シンパク再生事業をはじめ、文化財の保護修理に係る費用を支出する。	予定通り概ね良好に実施できた。	A	次年度も継続して事業を行う。
大坂城残石記念公園運営事業	生涯学習課	大坂城残石記念公園の運営を行う。	予定通り概ね良好に実施できた。	A	次年度も継続して事業を行う。
小豆島尾崎放哉記念館運営事業	生涯学習課	小豆島尾崎放哉記念館の運営を行う。	予定通り概ね良好に実施できた。	A	次年度も継続して事業を行う。

地域学校協働 活動推進事業	生涯学習課	学校教育を支援するため、地域住民の持つ知識や経験等を活かしたボランティア活動を行う。	予定通り概ね良好に実施できたが、人材確保に課題が残る。	B	次年度も継続して事業を行う。
放課後子ども 教室事業	生涯学習課	小学生の総合的な放課後活動として、子どもの居場所づくりを推進する。	利用児童数の増加に伴い、利用制限を行った。	B	次年度も継続して事業を行う。
少年育成センター事業	生涯学習課	青少年の健全育成と家庭づくりを目指し、補導、有害図書等の回収、パトロールを行う。	予定通り概ね良好に実施できた。	A	次年度も継続して事業を行う。

VI. 報告書の公表

本報告書は、町ホームページにて公表する。

令和 6 年度
教育委員会事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価に関する報告書

発行者 土庄町教育委員会

発行日 令和 6 年 1 0 月 3 1 日